

平成28年12月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年12月2日(金)
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成28年12月2日(金) 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成28年12月2日(金) 午後 2時25分
委 員 長	阿部 慎也
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	阿部 慎也
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	秋谷 修 坂本 国広 永沼 博昭 細川 英俊
委 員 会 欠 席 委 員	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第94号	鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第95号	市道の路線の廃止について	原案可決
第96号	市道の路線の認定について	原案可決
第98号	平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第100号	平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第101号	平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第102号	平成28年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第103号	平成28年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第104号	平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	奥 広 文
都市計画課長	白 井 邦 昌
建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	神 田 英 昭

（建設部）

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長兼工事課長	田 沼 文 男
道路課長	原 口 正
道路課副参事	小 山 薫

下水道課長
水道課長
吹上支所長
川里支所長

金井利明
三村正
田島史
加藤薫

書記 森田慎三
書記 小野田直人

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と坂本国広委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第94号 鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例、議案第95号 市道の路線の廃止について、議案第96号 市道の路線の認定について、議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第100号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第101号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第102号 平成28年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第103号 平成28年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第104号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)の議案9件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第95号及び96号を一括して議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接の関係ない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第95号及び96号について一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第95号 市道の路線の廃止、8路線についてご説明いたします。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。まず、市道A-1028号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字後3133番2地先と

し、終点を鴻巣市人形1丁目2898番3地先とします。幅員3.75メートルから8.05メートル、延長1,809.55メートルの路線でございます。これは、荒川左岸通線整備事業の道路整備工事に伴い、本路線が分断されるため、認定を廃止するものです。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。市道A-406号線でございますが、起点を鴻巣市本町1丁目2833番5地先とし、終点を鴻巣市本町1丁目2820番3地先とします。幅員3.6メートル、延長64.99メートルの路線でございます。これは、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業に伴い、事業用地の一体利用のため認定を廃止するものです。

次に、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。図面の中に2路線ございますが、まず市道B-716号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部128番地先とし、終点を同134番地先とします。幅員1.82メートル、延長102.75メートルの路線でございます。これは、荒川左岸通線整備事業に伴い、本路線の起終点の変更により認定を廃止するものです。

次に、同じ図面の市道B-1017号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部128番3地先とし、終点を同128番10地先とします。幅員4メートル、延長63.38メートルの路線でございます。これは、荒川左岸通線整備事業に伴い、本路線の終点の変更により認定を廃止するものです。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。図面の中に2路線ございますが、まずC-614号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字上間1380番地先とし、終点を同1377番地先とします。幅員1.82メートル、延長19.80メートルの路線でございます。これは、市有財産売却処分により認定を廃止するものです。

次に、同じ図面の市道C-621号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字上間1380番地先とし、終点を同1381番1地先とします。幅員1.82メートル、延長41.66メートルの路線でございます。これは、先ほどの市道C-614号線の市有財産売却処分に伴い、認定を廃止するものです。

次に、図面ナンバー5をごらんいただきたいと思います。図面の中に2路線ございますが、関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

きます。まず、市道D-28号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷1554番1地先とし、終点を同1472番1地先とします。幅員4.2メートル、延長207.80メートルの路線でございます。

次に、同じ図面の市道D-30号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷1536番1地先とし、終点を同1656番3地先とします。幅員1.8メートル、延長116.8メートルの路線でございます。以上、2路線は西部第3排水区雨水整備事業により認定を廃止するものです。

以上、8路線の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案第96号 市道の路線の認定、9路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー6をごらんいただきたいと思います。図面に3路線ございますが、まず市道A-1036号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部153番3地先とし、終点を同420番6地先とします。幅員18メートル、延長280.5メートルの路線でございます。これは、荒川左岸通線整備事業の進捗に伴い、認定をするものです。

次に、同じ図面の市道B-1020号線及び市道B-1021号線につきましては、関連しておりますので、一括して説明させていただきます。まず、市道B-1020号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部128番3地先とし、終点を同128番10地先とします。幅員4メートル、延長44.36メートルの路線でございます。

次に、市道B-1021号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部132番1地先とし、終点を同134番2地先とします。幅員1.82メートル、延長83.75メートルの路線でございます。以上、2路線につきましては荒川左岸通線整備事業により再認定するものです。

次に、図面ナンバー7をごらんいただきたいと思います。図面に2路線ございますが、関連しておりますので、一括して説明させていただきます。まず、市道A-1037号線でございますが、起点を鴻巣市人形1丁目2898番3地先とし、終点を鴻巣市氷川町155番地先とします。幅員4メートルから11.04メートル、延長858.77メートルの路線でございます。

次に、市道 A-1038号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字上曾部 139番 1 地先とし、終点を鴻巣市原馬室字後 3133番 2 地先とします。幅員 5.5メートルから 8.62メートル、延長 915.44メートルの路線でございます。以上、2 路線につきましては荒川左岸通線整備事業の進捗に伴い、その接続路線として認定するものです。

次に、図面ナンバー 8 をごらんいただきたいと思っております。図面に 4 路線ございますが、関連しておりますので、一括して説明させていただきます。まず、市道 D-131号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷 1554番 1 地先とし、終点を同 1483番地先とします。幅員 4.55メートル、延長 50.65メートルの路線でございます。

次に、市道 D-132号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷 1658番 1 地先とし、終点を同 1472番 1 地先とします。幅員 4.55メートル、延長 102.2メートルの路線でございます。

次に、市道 D-553号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷 1538番 1 地先とし、終点を同 1481番地先とします。幅員 5メートル、延長 134.23メートルの路線でございます。

次に、市道 D-554号線でございますが、起点を鴻巣市大間字外谷 1592番 3 地先とし、終点を同 1477番 1 地先とします。幅員 5メートル、延長 130.22メートルの路線でございます。以上、4 路線につきましては西部第 3 排水区雨水整備事業に関連し、認定するものです。

以上、9 路線の認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 2 分)



(開議 午前 1 1 時 1 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 95号及び 96号について質疑を求めます。質疑はありますか。なしですか。

(永沼) 現地でも少々お聞きしたのですが、まずナンバー4のC-614号線、これについて売却するというので、C-621はそれによって廃道ということのお話を受けておりますが、ここも売却ではないのですかというお話をさせていただきました。その関係についてちょっとご説明をお願いいたします。

(道路課長) 市道C-621号線の廃止についてということなのですが……

(委員長) 道路課長、もう少し大きな声でお願いします。

(道路課長) 失礼しました。市道C-614号線に伴うC-621号線の廃止ということなのですが、これについては市道C-621号線は平成2年1月の19日に認定をしております。これと同日に隣地に位置するその反対側になるのですが、ちょっと図面には載っていないのですが、市道C-597号線というのがそのそばにあるのですが、それを平成2年1月の19日に廃止をしていることから、道路のつけかえをしようとしていたのではないかと考えられます。しかし、その後市道C-621号線の区域を分筆して市名義になっていないことから、交換の手続は進んでいなかったものと考えられます。交換の手続が済まなかった理由については不明です。それで、平成28年9月の30日付で市道C-614号線と平成2年1月の19日に廃止した市道C-597号線の隣接地権者が同一地権者だったため、用途廃止行政財産払い下げ本申請書が提出されたことに伴い、市道C-614号線の廃止とともに、市道C-621号線も廃止するものでございます。

以上です。

(永沼) そうしますと、C-614号線は市の所有地で、C-621はもともと民地のところに認定道路ができているという意味でよろしいでしょうか。

(道路課長) そのとおりです。

(永沼) 次に、ナンバー5です。ナンバー5のところは、排水路ができ上がって分断されるということで認定道路が変わるわけなのですが、この廃止されたところは通常でいきますと普通財産というような形になる

わけなのですが、このところをちょっと説明をお願いいたします。そういうふうに残ってしまうのではないかという。これもちょっと現地で説明は受けているのですが、ご説明をお願いいたします。

(道路課長) ちょっと休憩よろしいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 19 分)

◇

(開議 午前 11 時 21 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 今回の場合、認定するという事で、行政財産ということによろしいでしょうか。

(永沼) はい。

(道路課長) 以上です。

(永沼) ナンバー 3 の廃止からナンバー 6 の認定なのですが、認定道路の認定ということで行うときというのは、きょうのような工事現場のまま認定するというのも普通のことなのですか、それとも普通アスファルト舗装されて、全て完了したものについて認定というようなことを行うというようなこともちょっとイメージがあるので、その辺ちょっと教えてください。

(建設部副部長兼工事課長) 今般の認定につきましては、竣工後供用開始ということを目指しております。まずもって道路というのは、現状がなくも起点と終点を認定ということがこの議会の案件でございます。道路が完全にでき上がって、道路の側溝が整備されたり、舗装が整備されたり、道路として皆さんが通ってもいいということになれば、そこで供用開始という手続を踏みますので、道路の市道の認定、廃止は現状があろうが、なかろうが、それは前もって進める法的手続でございます。

以上でございます。

(坂本) 関連しているかもしれないのですが、ナンバー 6 の 3 本の道路というのは供用開始のタイミングというのは同じですか。一遍に

こう切りかわるということでよろしいでしょうか。

(道路課長) そのとおりです。

(秋谷) 恒例の質問になってしまって申しわけないのですがけれども、市道の路線を、市有財産の売却処分のところですから、図面ナンバーの4番のところ、単価、あと総額を一応聞いておきたいと思うのですが。

(道路課長) これについては、払い下げ単価として平米当たり4万9,100円となります。総額は……失礼しました。149万9,514円となります。以上です。

(両方での声あり)

(道路課長) はい。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第95号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) それでは、議案第94号 鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本議案は、現在使用している北新宿第二土地区画整理事務所の敷地については、賃貸借契約期間が今年度末で満了となります。このため市役所本庁舎耐震改修工事完了に伴う各部署の再配置により、水道課及び下水道課が本庁舎に移転することから、北新宿第二土地区画整理事務所を吹上支所第2棟内に移すため、事務所の所在地を変更するものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 済みません、もともとこちらの事務所というのは賃借料が発生していたと思いますが、年間幾らでお借りしていたのか。また、ことしは1月10日以降吹上支所のほうに移転するというので、そういった日割り計算で賃借料を納めているのか、その辺ちょっと教えてください。伺います。

それともう一点ですが、この移転の周知はどのような形で行おうとしているのか、行っているのか、それについて伺います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) まず、1点目の年間賃借料については、土地代金としまして13万398円、その他公租公課相当分ということで、固定資産税、都市計画税、合わせまして21万4,154円、合計34万4,522円を年間ということで支払っております。

あと、支払いの方法でございますけれども、年間一括払いということで、5月ごろ支払いを済ませてございます。

今回移転にあわせまして1月10日、新しい事務所で開所ということでございますけれども、実は事業の資材等が相当ございますので、28年度中はこの土地の契約期間が29年3月31日までございますので、年間使用し

て、その土地を更地にして整地にし、宅地ということで借りた主のほうに返すという方法を今回とる予定でございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) あと移転の周知でございますけれども、現在11月号の広報によりまして周知をしております。また、それにあわせて公共施設、特に吹上地域の公共施設のほうに移転する旨の掲示をして知らせてございます。また、自治会、北新宿の自治会になりますけれども、回覧ということで12月の広報にあわせて移転のお知らせをさらに配布しまして、周知するという事で考えてございます。

(永沼) そうしますと、今までお支払いしていた土地代、また固定資産税等、合計32万程度ということで、ほどというふうにお聞きしましたが、これは今後29年度からは事業のほうに使えるということでよろしいですか。それについて伺います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 当然28年度までその土地借入料とかございましたので、その分がなくなるということはその分が北新宿の事業に使えるということで判断して結構だと思います。

よろしく願います。

(細川) 今ご説明があったように吹上支所のほうに移転をされるということなのですけれども、これに伴って事業の進捗等々に影響があるのかなのか。

また、購入される方からしたときに、利便性が悪くならないかなというところが少し心配ではございます。そのあたりについてどのようにお考えなのかということで、2点お伺いをいたします。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) まず、事務所が移転した場合の影響でございますけれども、実は現在の場所が下水道工事から道路工事、そういったものが相当今活発に行われてございます。そういった中で、逆に今の事務所の出入り口が今不自由をしている

状況でございますので、これは吹上支所のほうに移転することによりまして、逆に関係者の出入りもしくは来所には便利になるのかなということで、影響はないものと考えてございます。

また、購入者に関しましても、やはり北新宿の現在の事務所の所在地がわかりにくいという問い合わせ等も相当ありますので、今回吹上支所の大きな施設のほうに移ることによりまして、購入者は逆に事務所に来やすくなるというふうに判断してございます。

以上でございます。

（細川）事務所移転に伴ってではないですけれども、やはり売却するに当たって非常にこちらのほう皆さんご苦労されて、労力かけてやられているということも以前からお伺いはしておりますけれども、こちらの吹上支所のほうに移転をされて、その後どういった形で販売を進めていくのか、推進していくのかということで、何か具体案あればお願いしたいと思います。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）販売でございますけれども、実は保留地でございますけれども、ここにきまして28年度既に11区画売れてございます。当時予算を組んだときには5区画程度の予定しておったわけでございますが、相当売れている状況でございます。29年度は、事務所を移るということもありますけれども、当然今までのPR活動、いろんな各イベント等に職員が出向きましてチラシを配る、ティッシュを配る、そういった活動は同じように続けてまいりたいと思っています。また、若干事務所が区域内から遠くなるということで、できれば来年度は保留地のほうにテントか何かを張りまして、現地即売会ではないですが、そういった方法もとっていく考えもありますので、事務所が移転することによって販売が低下するという方向にはならないように今検討してございます。

（秋谷）先ほど永沼委員との質疑の中で、今の事務所を3月、年度末いっぱい借りて、原状回復して戻すというお話でしたけれども、原状回復にかかる費用、あと今回の北新宿の補正にはその費用とか出ていないですけれども、これは3月に再補正かけて、その原状回復の費用を出すの

かしら。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）実はこの予算につきましては、28年度当初から予算見込んでございまして、引越し、またそういった整地、工事費を含めまして約250万程度見込んでございます。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時50分）

◇

（開議 午後1時00分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長のほうから発言が求められておりますので、それを許可します。

(道路課長) 参考資料で公図の写しつけたものがあるのですけれども、ナンバー2の公図の写しなののですけれども、こちらのほう市道Bと書いてあるのです。

(何事か声あり)

(道路課長) 参考資料でつけた薄いやつです。

(公図の声あり)

(道路課長) ええ。別冊で現場用でつけているものなののですけれども、こちらのほうが市道B-1037号線と市道B-1038号線と書いてあるのですが、こちらのほうが市道Aということで両方とも直していただきたいのですけれども。申しわけありませんでした。

(委員長) よろしいですね。では、調製については委員長に一任願います。

議案第98号については説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(細川) それでは、ページ17番の中段、コミュニティバスの運営事業に関してご質問させていただきます。

まず1つ目は、今後の予定スケジュールということで、現在計画をしているこの委託も含めて、今後どれぐらいのスケジュールで、間隔でこの案をまとめていくのかということで、まず1つご質問させていただきます。

(委員長) 細川委員、17番というのではなくて、17ページの間違いではないですか。

(細川) 17ページです。

(委員長) では、そのようにお願いします。

(細川) はい、17ページの中段です。

2つ目ですが、この業者の委託に関しての選定方法、現在何かお考えがあるようであればお伺いをいたします。この2点です。

あとは、済みません、ページが26ページ。

(何事か声あり)

(細川) よろしいですか。

(何事か声あり)

(細川) では、まずここまででお願いします。

(道路課副参事) スケジュールについてご説明いたします。

今回補正出させていただきまして、それが通りますと来年の年明け、2月ごろに業者の選定を行ってまいりたいと思います。現在職員を1人ふやしてもらいまして、10月から、専門にやっておる副課長クラスの職員がいますので、今見積もりとか仕様書をつくったりしておりますので、来年の2月に業者を決定いたしまして、それから平成30年の1月ごろまでに委託を完了いたしまして、その委託期間中に地域公共交通会議も開催して、29年度、ですから30年の3月までには方向性を示していくと。その方向性が公共交通会議で承認されたものについて、平成30年で実証運行または従来のコミバスの運行見直しというのを行っていきたいと思います。

それと、業者の選定なのですけれども、まず1点はこういう公共交通が専門の業者、それと鴻巣市に指名登録してあること、それと実績、県内で実績がある業者、そういうところを選定しようと思っております。鴻巣で実際道路課の仕事を受けている業者も、このコミバス、公共交通の委託もやる業者もおりますので、そういうところを中心に選定していこうかなと思っております。

(細川) 今の業者の選定に関してなのですけれども、私のほうに少し耳に入っているところが、この改善を検討する、調査したりだとか、また案を示していく、この業者がどこかによって特定の業者になりやすいというところもお伺いをしているのです。というのは、グループ会社なり懇意にしているところなりというところを、そこに合致するような方向性に答えを落とし込みをしていくというようなお話も聞いております。まずもってそういう方向性にならないようにだけご注意くださいいなというところで、実際にどういった結論になるのかというのはまだ見えていませんけれども、実際に変更して常任委員会でもお話、調査、研究していたデマンドバスに切りかえようというような状況になったと

きに、この実際に委託をする業者とその後運行する業者、そういったところが連動してこないようにだけご注意くださいなと思うのですが、そうしたお話というのは行政側にはお耳に入っていますでしょうか。

（道路課副参事）今のお話は、こちらではまだ耳にしたことはございません。

（細川）そうしましたら、他市の事例等々も全国あちこちでこういったことやられているかと思えますので、調査のほうをしていただいて、よりよい形にしていただけるとありがたいなと思えます。

続いて、ページ26番。済みません、26ページです。26ページの最下段の橋梁維持事業に関してなのですが、ご説明の中でこれが前屋敷橋の補修というような形でお伺いをいたしました。こちら今後の事業計画、こういったスケジュールで、こういった内容でやられるのかということでお伺いをいたします。

（道路課長）この前屋敷橋、今回補正予算で上げさせていただいた前屋敷橋なのですけれども、こちらについては今年度、来年度にかけて設計委託をかけていくのですけれども、予定として来年度の工事費としては予算計上しておりませんので、30年度を一応予定としてしようと思っております。よろしいですか。

（委員長）答弁漏れですか。

（道路課長）今回の12月補正で前屋敷橋、こちらのほうについては場所的には袋地内、これは1級河川新忍川にかかる橋なのですが、橋長としては15.5メートル、幅員5メートル、築昭和10年にこれつくられている橋で、推定で81年ということで、こちらのほうの補修をやっていきたいと思っております。

以上です。

（細川）そうすると、今回620万円の補正が出ておりますけれども、これはあくまでも測量設計としての費用としてということで、来年度それに基づいてまた別途工事予算を確保するという形でよろしいでしょうか。

（道路課長）あくまでも今年度補修設計という、今年度、来年度にかけての補修設計ということで、また補助金とか、そういう形のものがとれ

るようであれば、また29年度で補正という形で考えてはいるのですけれども、一応予定としては30年度ということ考えております。

以上です。

(細川) こちらの橋、かなり地元でも交通量の多い場所になってくるのかなと考えております。そうした中で、橋の幅、これが非常に狭いということで、対向車が来たときには一旦とまって、通り過ぎてから行くというような形で、交互通行。双方通行が全くできない橋だと思っております。ただ単に今回は補修をかけて現状維持のままということなのか、それともそういったことも勘案していて、少し幅を広げるとか、そういったお考えはあるのかないのか、お伺いをいたします。

(道路課長) 今のご質問なのですけれども、一応長寿命化の中で補修設計ということで考えておりますので、一応拡幅とか、そういうことについては今のところ考えがないということでご理解いただければと思います。

(永沼) 私のほうからは、27ページ、4目の駅東口整備事業費の中の訴訟事務委託料なのですけれども、26年8月1日に提訴されたというようなたしかご説明あったと思うのですけれども、その中で今まで裁判は何回行われていて、今後終結する予定はいつごろかというのはもしわかれば教えてください。

(市街地整備課長) 提訴の8月1日というところなのですけれども、8月17日が提訴ということ。

(永沼) 済みません、訂正いたします。17日でした。

(市街地整備課長) それで、その後公判が2回行われております。9月と先日、11月30日、2回公判が行われております。

以上です。

(永沼) 今後のこの訴訟の流れなのですけれども、具体的なことは言えないにしても、どのような状況なのか、それを伺います。

(市街地整備課長) 2回の公判におきまして、1回目から訴状がありまして、それに2回目が反対の意見書ということで、それを今後相手方が出てきたものに対して市側が反論していくという、その繰り返しだとい

う状況になります。見通しにつきましては、今のところはまだいつまでというのはいちよつとわかりません。

(何事か声あり)

(委員長) 続けてください。

(市街地整備課長) 今反対の意見書と申し上げたのですけれども、反対の意見を反映した準備書面というのを提出しております。以上です。

(永沼) わかりました。

29ページの上段にあります市営住宅施設維持管理事業、退去をしたときのリフォームというふうにお聞きしましたが、リフォームの内容はどのようなことをなさっているのか伺います。

(建築課長) リフォームの修繕でございますが、これ各団地に住まわれている年数等が違いますが、基本的に例えば台所回りだと結構油等で壁紙等が汚れているような状況が見受けられるというような形につきましては壁紙等の張りかえ、それと入居者がかわりますので、当然玄関の鍵の交換、そのまましておくともコピーした鍵等で侵入等も考えられますので、そういうもろもろ等の我々担当が立ち会った中で修繕すべきところをして、最終的にクリーニングをして、次の人に貸し出すという形を考えております。

以上です。

(永沼) 通常の民間のアパートですと、退去する際にそういった部屋等は自分で直すようにというふうな形になっているかなというふうに思いますが、こちらの住宅に関してはどのようなルールになっているのか伺います。

(建築課長) 市営住宅につきましても、一応修繕区分表、我々がやる所と入居者がやる所等について定めておるのですが、簡単に言って入居者が通常やっていただくのがふすまの張りかえ、それと畳みの表がえ等につきましては入居者のほうでやってもらいます。その後、立ち会いのもとに、先ほど言ったようにこれはうちのほうでやるべきものだという形のものについてはリフォームしていくという形になっておりま

す。

以上でございます。

（坂本）27ページの駅東口整備事業に関連して、裁判になっていて、ちょっと賛成していない方がいる部分の建物の解体とかというのが、これから解体が始まる中でどうなるのか。あと、その解体していくもしスケジュールとかがわかれば教えてください。

（市街地整備課長）解体のまずスケジュールなのですけれども、今回補正に組まれています補助金の中で組合のほうで解体工事の予定をしています。この議会が終わりました、この補正予算が執行可能となりましてから、予定としては今月末に除却工事の発注をする予定、組合のほうです。再開発組合のほうで発注すると。ですので、実際今のスケジュールでは年内に仮囲いができて、年明けから除却のほうを行いたいと。予定としましては、一応年度内に除却を終わらせて、新年度4月、5月には、春には着工に行きたいというスケジュールでございます。もしかすると3月を越えて4月に入る可能性も、除却工事ですね、あるということでございます。一応今の設計の予定の中では全権利者の除却工事は予定しております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんね。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）反対または賛成の討論もありませんね。

（なし）

（委員長）以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整

理事業特別会計補正予算（第1号）について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（細川）今ご説明で歳出のほう、これ1人職員が減った分だということでお話いただきましたけれども、これ何で減ったのか、理由はあるのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）実は28年の5月ごろ、職員が不祥事を起こしまして実は退職1人してございます。それで、その後実際退職処理がされたのが7月に退職となりまして、8月、9月におきましては職員が1人減のまま区画整理事業ということで体制をとっていたわけですが、10月1日から再任用の職員ということで1人職員がふえておりますので、実質は7名の職員体制ということでやっております。その中で職員の支出の科目が再任用職員につきましては、一般会計のほうから歳出しているということがございまして、今回1人理由があって退職になっておりますので、その減った給与分が今回の補正の減額ということになっておるわけでございます。以上でございます。

（何事か声あり）

（委員長）休憩ですか。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後1時27分）

◇

（開議 午後1時28分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷）5ページの繰越金が7,801万6,000円とかなりの額なのですがけれども、この金額の発生した理由、これを教えていただきたいのですけれども。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）繰越金が当

初より相当額が多くなっているわけですが、一つの原因としては保留地の売却が絡んでございます。保留地が平成27年度、5区画販売を予定しておりましたのですが、予想以上に売れまして、7区画（P. 20 「10区画」に発言訂正）販売できたということで、当初より予算をオーバーして超えた分が今回の繰り越しに反映されたという一つの原因になってございます。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより……

（済みません、訂正をしたいんですけど、いいでしょうかの声あり）

（委員長）発言を認めます。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）済みません。先ほど保留地の販売個数でございませけれども、当初5区画予定しておりましたのですが、10区画売れておりますので、今回そのような繰り越しになったということでございます。訂正をさせていただきます。

（委員長）訂正によって質疑がまた発生することありませんね。

（なし）

（委員長）それでは、賛成も反対も討論がありませんので、これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成28年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）反対または賛成の討論もありませんね。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 平成28年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 4 分)



(開議 午後 1 時 5 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第103号 平成28年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 平成28年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論ありませんね。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時02分)

◇

(開議 午後2時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お諮りいたします。

コミュニティバスの見直しに係る提言に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、コミュニティバスの見直しに係る提言に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長にご一任いただきたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 2 5 分)